児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき 当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度(平成26年厚生労働省告示第475号)について(通知) 一部改正 新旧対照表

変更点は下線部

新			旧		
記			記		
第1~第15(略)			第1~第15(略)		
別表(略)			別表 (略)		
(参考資料) 「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める 小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾 病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度(平成 26 年厚生労働 省告示第 475 号)」の「疾病の状態の程度」と「診断の手引き」の「対 象基準」の対応一覧			(参考資料) 「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める 小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾 病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度(平成26年厚生労働 省告示第475号)」の「疾病の状態の程度」と「診断の手引き」の「対 象基準」の対応一覧		
	疾病の状態の程度	対象基準		疾病の状態の程度	対象基準
全疾患群共通	(略)	(略)	全疾患群共通	(略)	(略)
悪性新生物	(略)	(略)	悪性新生物	(略)	(略)
慢性腎疾患	(略)	(略)	慢性腎疾患	(略)	(略)
慢性呼吸器 疾患	(昭各)	(略)	慢性呼吸器 疾患	(略)	(略)
慢性心疾患	(略)	(略)	慢性心疾患	(略)	(略)
内分泌疾患	(略)	(略)	内分泌疾患	(略)	(略)
膠原病	(略)	(略)	膠原病	(略)	(略)

			IΒ		
糖尿病	(略)	(略)	糖尿病	(略)	(略)
血液疾患	(略)	(略)	血液疾患	(略)	(昭各)
免疫疾患	(略)	(略)	免疫疾患	(略)	(略)
神経·筋疾患	(略) 運動障害、知的障害、意識障害、 自閉傾向、行動障害(自傷行為 又は多動)、けいれん発作、皮 膚所見(疾病に特徴的で、治療 を要するものをいう。)、呼吸異 常、体温調節異常、温痛覚低下、 骨折又は脱臼、脊柱変形のうち 一つ以上の症状が続く場合	(略) <u>同左</u>	神経・筋疾患	(略) <u>(新設)</u>	(略) <u>(新設)</u>
慢性消化器 疾患	(略)	(略)	慢性消化器疾患	(略)	(略)
染色体又は 遺伝子に変 化を伴う症 候群	(略)	(略)	染色体又は 遺伝子に変 化を伴う症 候群	(略)	(略)
皮膚疾患	(略)	(略)	皮膚疾患	(略)	(略)
骨系統疾患	(略)	(略)	骨系統疾患		
脈管系疾患	(略)	(略)	脈管系疾患	(略)	(略)